

# 松原市職員採用試験募集要項

令和7年8月 職員採用選考委員会

松原市では、市民に寄り添い、地域とともに歩む職員を募集します。  
「市民の笑顔のために働きたい」という意欲ある方のご応募をお待ちしています。

採用予定日	令和8年4月1日※
申込み受付期間	令和7年9月1日（月）～10月17日（金）必着
第1次試験日	令和7年10月26日（日）

※ 合格時点ですでに必要な資格を有している場合は、上記採用予定日のほか、令和8年1月1日以降に前倒しで採用することもあります。

## 1. 職種・募集人数・受験資格

職種	募集人数	受験資格
保育士・ 幼稚園教諭	17名程度	昭和55年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で、保育士資格および幼稚園教諭免許の両方を有する人 (令和8年3月末までに取得見込みの人を含む)

※ 上記における受験資格を満たす人が受験できます。ただし、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません。

## 2. 試 験

「人柄」「意欲」など  
人物重視の試験です!!

### (1) 第1次試験

<試験日> 令和7年10月26日(日)

<科目> 面接・小論文 ※ 試験科目は現時点での予定

※ 受付時間等については、別途申込者へメールでお知らせします。

### (2) 第2次試験 (第1次試験合格者に対して行います)

<試験日> 令和7年11月下旬～12月上旬(予定)

<科目> 面接 ※ 試験科目は現時点での予定

<提出書類> ・卒業証明書又は卒業見込み証明書(最終学歴のもの)

・保育士証および幼稚園教諭免許状の写しもしくは資格取得見込証明書

### (3) 合格発表

本市ホームページで合格者の受験番号を発表します。

また、合格者には次の試験の案内をメールにて通知します(電話照会は不可)。

○ 第1次試験合格発表 11月中旬～下旬(予定)

○ 第2次試験合格発表 12月中旬～下旬(予定)

### (4) 試験結果の開示

対象者 第1次試験・第2次試験で不合格者となった方

開示項目 合格基準点、受験者本人の得点

申請方法 受験者本人から郵送により申請してください。詳細については、各試験の合格発表時に本市ホームページでお知らせします。

開示方法 開示申請の受理後、受験者本人に郵送(電話照会は不可)。

### 3. 受験申込方法

#### (1) 申込みの流れ

##### ① エントリー

本市ホームページより、必要事項を入力の上エントリーを完了させてください。  
※ エントリー完了後に完了メールが送付されます。



##### ② 試験申込書等の提出

**10月17日(金) 必着!!**

以下を職員採用選考委員会（市長公室人事課内）まで郵送または持参してください。

##### ○ 試験申込書・受験票

本市ホームページより「松原市職員採用試験申込書」をダウンロードし、試験申込書・受験票に必要事項を記入し、それぞれに同一の「3カ月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向4 cm×3 cm）」を貼付してください。

##### ○ 返信用封筒

宛先を明記した返信用封筒（長形3号（12cm×23.5cm）で必ず110円切手を貼付）を同封してください（持参であっても返信用封筒は必要です）。

※ 試験申込書に記入漏れ等の不備がある場合や返信用封筒が同封されていない場合は、受付できませんのでご注意ください。



##### ③ 受験票の交付

提出された返信用封筒にて、受験番号を付番した受験票を返送します。10月22日（水）までに届かない場合は、職員採用選考委員会へお問い合わせください。

※ 受験票は、試験当日必ず持参してください。

## (2) 受付期間

- ・ エントリー受付期間

令和7年9月1日(月)～10月17日(金)

- ・ 試験申込書郵送受付期間

令和7年9月1日(月)～10月17日(金) 必着

※ 持参の場合、上記期間中の午前9時30分～午後5時(土・日曜日、祝日は除く)

※ 郵送の場合、到達までに数日を要する場合があります。受付期間内に届くよう、余裕をもって投函してください。

## (3) 留意事項

- ・ 提出された書類は返還できませんのでご了承ください(試験終了後に当委員会にて適切に処分いたします)。
- ・ 受験に際して必要な措置(車椅子の使用等)がある場合は、必ず申込締切までにその旨を申し出てください(申込締切後は対応できません)。

## 4. 合格・採用

- ・ 最終合格者は試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載します。採用候補者名簿は令和9年3月31日まで有効です。
- ・ 最終合格者発表時において、採用候補者名簿に補欠登録をする場合があります。最終合格者が採用を辞退した場合など欠員が生じた場合は、令和8年3月末までに限り、補欠合格者を成績順に繰り上げて採用することがあります。
- ・ 試験申込書の記入内容に事実と反する事項があれば、この試験で得た資格を取り消す場合があります。

---

\* この試験についての問い合わせは

職員採用選考委員会(市長公室人事課内)

〒580-8501 松原市阿保1-1-1

072(334)1550(内線2411)